

平成 22 年度 社会教育主事講習開催要項

国立大学法人 徳島大学

1 目 的

本講習は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第 12 号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識・技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2 実施機関 徳島大学（文部科学省委託事業）

3 開催時期 平成 22 年 7 月 26 日(月)～平成 22 年 8 月 20 日(金)

4 主 会 場 徳島大学工業会館
〒770－8506 徳島市南常三島町 2 丁目 1 番地

5 開設科目及び単位数
社会教育主事講習等規程第 3 条の規定に基づき 4 科目，9 単位を開設する。

6 講習科目一覧 別表 1 のとおり

7 募集人員 40 人

8 日 程 別表 2 のとおり

9 受講資格
社会教育主事講習等規程第 2 条の各号の一に該当する者

- (1) 大学に 2 年以上在学して 62 単位以上を修得した者，高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和 26 年法律第 17 号）附則第 2 項の規定（注 1）に該当する者
 - (2) 教育職員の普通免許状を有する者
 - (3) 2 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 1 号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注 2）
 - (4) 4 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する職にあった者（注 3）
 - (5) その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（注 4）
- （注 1）

旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号），旧高等学校令（大正 7 年勅令第 389 号），旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和 21 年勅令第 208 号）の規定による大学，大学予科，高等学校高等科，専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し，又は修了した者は，大学に 2 年以上在学して，62 単位

以上を修得した者とみなす。

(注2)

- (1) 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。
 - ① 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - ② 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - ④ 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - ⑤ 図書館法（昭和25年法律第118号）第4条に規定する司書の職
 - ⑥ 博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する学芸員の職
 - ⑦ 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であって、文部科学大臣が(1)の①から(1)の③に掲げる職に相当すると認めた職
 - ⑧ その他文部科学大臣が(1)の①から(1)の⑦までに規定する職と同等以上と認めた職
- (2) 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。
 - ① 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - ② 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施され

る学習又は諸活動の指導

- ③ 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- ④ 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- ⑤ 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- ⑥ 独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号に規定する国民等の協力活動
- ⑦ その他文部科学大臣が(2)の①から(2)の⑥までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注3)

社会教育法第9条の4第2号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- ② 学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職
- ③ 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- ④ その他文部科学大臣が①から③までに規定する職と同等以上と認めた職

(注4)

文部科学大臣の認める者

- ① 社会教育法第9条の4第1号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に4年以上従事した者とする。

10 受講申込の方法

(1) 受講申込者は、下記の書類を整え6月25日(金)までに、居住地又は勤務地の県教育委員会に提出すること。

- ① 受講申込書（様式1）
- ② 受講資格を証明する関係書類
（卒業・修了証明書（卒業又は修了証書の写し可）、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書（様式2）等）
- ③ 履歴書（様式3）
- ④ 受講承認書（様式4）（所属長の受講承認書）

- ⑤ 単位修得認定申請書（様式5）（科目代替の認定を希望する者）
- ⑥ 単位修得証明書（様式6）（科目代替の認定を希望する者）
- ⑦ 分割受講証明書（様式7）（過去に分割で講習科目を受講した者）
- ⑧ 返信用封筒〔角形2号（33.3 cm×24.1 cm）、自己のあて先（住所、氏名、郵便番号）を記入の上、200円切手貼付のこと。〕

（注）卒業又は修了証書の写し、教育職員の免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。）

- (2) 教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査の上、とりまとめ受講申込者一覧表を添えて、7月2日（金）までに必着するように提出すること。

提出先：〒770-8502 徳島市南常三島町1丁目1番地 徳島大学学務部教育支援課

11 分割受講について

年度内及び年度を超えての分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

- (1) 「生涯学習概論 2単位」
- (2) 「社会教育計画 2単位」
- (3) 「社会教育演習 2単位」
- (4) 「社会教育特講 3単位」

ただし、社会教育演習を分割受講しようとする者にあつては、当該講習をもって、社会教育主事の資格を取得する場合に限る。

12 科目代替について

- (1) 次の①、②に掲げるものについては「社会教育特講3単位」の単位修得に代替することができます。また、③に掲げるものは「生涯学習概論2単位」及び「社会教育特講3単位」の単位修得に代替することができます。

① 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター又は国立教育会館社会教育研修所における以下の講座等の修了

- a 「博物館職員講習」
- b 「図書館司書専門講座」

② 文部科学省認定社会通信教育の「生涯学習ボランティアコース」の修了

③ 放送大学における社会教育主事講習の科目に相当する科目の修得

- (2) 大学において社会教育主事講習の科目に相当する科目の単位を修得した者は、これをもってこの講習におけるそれぞれの科目の単位修得に代替することができます。

ただし、4科目全てを科目代替することは認めませんので、1科目以上は受講してください。

- (3) 科目代替を希望する受講希望者は、「単位修得認定申請書」（様式5）に必要事項を記入の上、当該科目に相当する科目の単位修得証明書、研修講座の修了証書等を添付してください。

ただし、写の場合は所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

13 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

(注1) 受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査の対象から除外することがある。

(注2) 受講許可書は、7月中旬頃に本人あてに発送するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知する。

14 受講者の集合日時及び場所

日 時：平成22年7月26日(月) 10時30分

場 所：徳島市南常三島町2丁目1番地 徳島大学工業会館メモリアルホール（2階）
に集合してください。

15 受講に要する経費

受講料は徴収しない。ただし、受講に要する経費（教材・資料費、交通費、食費、宿泊費、写真代、研究集録印刷費等）は、受講者の負担とする。

16 宿泊の申し込み

宿泊の斡旋は行わないので各自で手配すること。ただし、遍路現地演習（8月4日）の宿泊については、徳島大学で準備します。

17 傷害保険について

社会教育主事講習期間中の事故や怪我にそなえ、傷害保険に加入するなど各自の責任で万全を期すこと。

18 その他

本講習に関する事務連絡、問合せ等は下記に照会のこと。

徳島県教育委員会生涯学習政策課学習企画担当 TEL088-621-3146

徳島大学学務部教育支援課課長補佐 TEL088-656-7084

※ 得られた個人情報は、社会教育主事講習関係以外では一切使用いたしません。

(別表 1)

平成 22 年度社会教育主事講習科目一覧

科目名	単位数	配当時間数	実施方法	内容・テーマ	所 属	講 師 名
生涯学習概論	2	30	講義	生涯学習の意義	徳島大学准教授	鈴木 尚子
				社会教育と生涯学習	徳島大学准教授	鈴木 尚子
				生涯学習社会と学習システム	徳島大学教授	金西 計英
				生涯スポーツと健康	徳島大学教授	田中 俊夫
				社会教育の歴史	徳島大学准教授	鈴木 尚子
				社会教育行政の展開 (国)	文部科学省担当者	未 定
				社会教育行政の展開 (県) と社会教育団体の育成	徳島県教育委員会統括社会教育主事	高尾 博
					徳島県教育委員会社会教育主事	小笠 健二
					徳島県教育委員会社会教育主事	鎌田 敏文
				社会教育行政の展開 (町)	勝浦町教育委員会事務局次長	豊田 聖司
					松茂町教育委員会主幹	杉本 良
				社会教育行政の実際(青年教育推進)	那賀町教育委員会係長	湯浅 悦司
				社会教育の内容と方法、形態	香川大学教授	清國 祐二
				社会教育主事の職務と資質・能力	香川大学准教授	山本 珠美
社会教育指導者の現状と課題	香川大学准教授	山本 珠美				
社会教育計画	2	30	講義	社会教育・生涯学習と地域・まちづくり	岐阜大学准教授	益川 浩一
				生涯学習の推進とまちづくり	徳島県生涯学習インストラクターの会会長	米田 博
				社会教育調査とデータ活用	香川大学准教授	山本 珠美
				社会教育事業計画と学習プログラム開発	岐阜大学准教授	益川 浩一
				子どもの理解と社会教育計画	鳴門教育大学准教授	阪根 健二
				成人の理解と学習支援	徳島大学准教授	鈴木 尚子
				地域連携と組織化	徳島大学教授	平井 松午
				学習情報の提供・学習相談	徳島県総合教育センター班長	岩佐 隆之
				学習情報システムの構築と運用	鳴門教育大学准教授	藤原 伸彦
				公民館の運営	阿南市立羽ノ浦公民館長	池田 重政
				博物館の運営	徳島県立博物館人文課長	長谷川賢二
				図書館の運営	徳島県立図書館参考サービス課長	水上 英俊
				評価の意義と内容、方法	香川大学教授	清國 祐二

科目名	単位数	配当時間数	実施方法	内容・テーマ	所 属	講 師 名
社会教育演習	2	60	演習	社会教育施設現地演習のためのグループ別事前学習	徳島大学准教授	鈴木 尚子
				社会教育施設現地演習のためのグループ別事前学習	徳島大学教授	金西 計英
				社会教育施設現地演習のためのグループ別事前学習	徳島大学教授	川野 卓二
				社会教育施設現地演習のためのグループ別事前学習	徳島大学准教授	香川 順子
				社会教育施設現地演習（羽ノ浦公民館・阿南図書館・牟岐少年自然の家・海陽町立博物館）	徳島大学教授	金西 計英
					徳島県教育委員会社会教育主事	鎌田 敏文
				四国遍路概論	徳島大学教授	田中 俊夫
				四国遍路の民俗学	徳島大学教授	高橋 晋一
				遍路事前学習	徳島大学教授	田中 俊夫
				遍路現地演習	徳島大学教授	田中 俊夫
					徳島県教育委員会社会教育主事	鎌田 敏文
				遍路事後学習	徳島大学教授	田中 俊夫
社会教育事業の立案に関するグループ別演習	徳島大学准教授	鈴木 尚子				
社会教育特講	3	46	講義	国際化と社会教育	JICA四国国際協力推進員	福田 純代
				諸外国の生涯学習	徳島大学准教授	鈴木 尚子
				高齢者と生涯学習	徳島大学教授	多田 敏子
				情報メディアと活用	徳島大学教授	金西 計英
				情報化社会における生涯学習	鳴門教育大学教授	菊地 章
				人間の心理と生涯学習	徳島大学教授	川野 卓二
				学習環境デザインと生涯学習	徳島大学准教授	香川 順子
				防災と地域社会	徳島大学教授	中野 晋
				家庭・家族の諸問題	徳島文理大学講師	岡山千賀子
				家庭教育支援	NPO法人「こどもねっといしい」副理事長	笠井 直美
					子どもの読書活動推進団体「キラキラひろば」代表	鈴江 弘美
				青少年問題と社会教育	鳴門教育大学准教授	阪根 健二
				男女共同参画社会と社会教育	徳島県自治研修センター講師	井上 素子
				環境問題と社会教育	鳴門教育大学教授	近森 憲助
				社会福祉と社会教育	徳島県社会福祉協議会事務局長	下泉 譲
				チャレンジドの社会参加と就業	NPO法人ジェイシーアイ・テレワークーズ・ネットワーク理事長	猪子 和幸
				人権教育と社会教育	千斗枝グローバル教育研究代表	山中千枝子
				高齢者教育の実践と健康・生きがいづくり	徳島県立総合高等学校非常勤講師（とくしま学博士）	鈴木 秀夫
						三田 登
				生涯学習とボランティア活動の実践	徳島県立総合高等学校非常勤講師（とくしま学博士）	高橋 静子
文化財保護と活用	徳島県埋蔵文化財センター常務理事	菅原 康夫				
学校・家庭・地域との連携	徳島県教育委員会社会教育主事	平山 義朗				
青少年の体験活動	国立淡路青少年交流の家主任企画指導専門職	酒井 務				
住民主導のまちづくり	NPO法人グリーンバレー代表	大南 信也				

(別表2)

平成22年度 社会教育主事講習日程

		1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
		(9:00～10:30)	(10:40～12:10)	(13:00～14:30)	(14:40～16:10)	(16:20～17:50)
7月26日	月		10:45開講式	[生涯学習概論] 社会教育行政の展開(国)		[生涯学習概論] 生涯学習社会と学習システム
27日	火	[生涯学習概論] 社会教育の歴史		[社会教育特講] 人権教育と社会教育	[社会教育特講] 住民主導のまちづくり	[社会教育特講] 学校・家庭・地域との連携
28日	水	[社会教育演習] 四国通路概論	[社会教育演習] 四国通路の民俗学	[生涯学習概論] 社会教育行政の実際(青年教育推進)	[生涯学習概論] 社会教育行政の展開(町)	[社会教育演習] 社会教育施設現地演習のためのグループ別事前学習
29日	木	[社会教育計画] 図書館の運営	[社会教育計画] 博物館の運営	[社会教育計画] 社会教育・生涯学習と地域・まちづくり	[社会教育計画] 社会教育事業計画と学習プログラム開発	[生涯学習概論] 生涯学習社会と学習システム
30日	金	[生涯学習概論] 社会教育と生涯学習	[生涯学習概論] 生涯学習の意義	[生涯学習概論] 社会教育主事の職務と資質・能力	[生涯学習概論] 社会教育指導者の現状と課題	[生涯学習概論] 社会教育行政の展開(県)と社会教育団体の育成
31日	土	[社会教育特講] 高齢者教育の実践と健康・生きがいづくり	[社会教育特講] 生涯学習とボランティア活動の実践	[生涯学習概論] 社会教育の内容と方法、形態	[社会教育計画] 評価の意義と内容、方法	
8月1日	日	休 講				
2日	月	[社会教育特講] 国際化と社会教育	[社会教育計画] 成人の理解と学習支援	[社会教育計画] 社会教育調査とデータ活用		[社会教育演習] 社会教育施設現地演習のためのグループ別事前学習
3日	火	[生涯学習概論] 生涯スポーツと健康	[社会教育計画] 生涯学習の推進とまちづくり	[社会教育演習] 通路事前学習		
4日	水	[社会教育演習] 通路現地演習				
5日	木	[社会教育演習] 通路現地演習				
6日	金	[社会教育特講] 文化財保護と活用	[社会教育特講] チャレンジの社会参加と就業	[社会教育特講] 家庭教育支援	[社会教育特講] 社会福祉と社会教育	
7日	土	休 講				
8日	日	休 講				
9日	月	[社会教育特講] 高齢者と生涯学習	[社会教育特講] 人間の心理と生涯学習	[社会教育特講] 男女共同参画社会と社会教育	[社会教育演習] 通路事後学習	[社会教育演習] 社会教育施設現地演習のためのグループ別事前学習
10日	火	[社会教育特講] 学習環境デザインと生涯学習	[社会教育計画] 地域連携と組織化	[社会教育計画] 子どもの理解と社会教育計画	[社会教育特講] 青少年問題と社会教育	[社会教育演習] 社会教育施設現地演習のためのグループ別事前学習
11日	水	[社会教育演習] 社会教育施設現地演習(羽ノ浦公民館・阿南図書館・牟岐少年自然の家・海陽町立博物館)				
12日	木	休 講				
13日	金	休 講				
14日	土	休 講				
15日	日	休 講				
16日	月	休 講				
17日	火		[社会教育特講] 青少年の体験活動	[社会教育特講] 家庭・家族の諸問題	[社会教育特講] 環境問題と社会教育	[社会教育演習] 社会教育事業の立案に関するグループ別演習
18日	水	[社会教育特講] 諸外国の生涯学習		[社会教育特講] 防災と地域社会	[社会教育特講] 情報化社会における生涯学習	[社会教育特講] 情報メディアと活用
19日	木	[社会教育計画] 学習情報の提供・学習相談	[社会教育計画] 公民館の運営	[社会教育演習] 社会教育事業の立案に関するグループ別演習		
20日	金	[社会教育計画] 学習情報システムの構築と運用	[社会教育演習] 社会教育事業の立案に関するグループ別演習	12:15 閉講式		

(様式1)

社会教育主事講習受講申込書

平成 年 月 日

国立大学法人徳島大学長 殿

氏 名 印

平成22年度社会教育主事講習を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて、下記により申し込みます。

記

ふりがな 氏 名 (旧 姓)		生年月日	年 月 日	年齢 歳
現 住 所	(〒) (TEL)			
勤 務 先		所在地	(TEL)	
受講希望科目 受講希望欄に ○印をすること	科 目	単 位	受 講 希 望	
	生涯学習概論	2		
	社会教育計画	2		
	社会教育演習	2		
社会教育特講	3			
単位修得の認定 を受けた科目 及び単位		単位修得の認定 を希望する科目 及び単位		
受 講 資 格	社会教育主事講習等規程第2条の第 号に該当			
最 終 学 歴				
職 歴 (資格関係分)	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 (年 カ月)			

(備考)

- 1 単位修得の認定を受けた科目及び単位の欄には、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を書くこと。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付すること。
- 2 「単位修得の認定を希望する科目及び単位」の欄には、新たに実施機関の長から単位修得の認定を希望する科目及び単位(様式5の表第3欄に記載するもの)を記入すること。
- 3 受講資格を証明する関係書類は、卒業又は修了証明書、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書等とする。
- 4 旧姓については、提出書類と現氏名が異なる場合に記入してください。

(注) 卒業又は修了証明書の写し、免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

(様式2)

勤 務 証 明 書

氏 名

生年月日

上記の者は、本 _____ に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

期 間	職 名	職 務 内 容
自 年 月 至 年 月 (年 カ月)		
自 年 月 至 年 月 (年 カ月)		
自 年 月 至 年 月 (年 カ月)		
自 年 月 至 年 月 (年 カ月)		
自 年 月 至 年 月 (年 カ月)		

平成 年 月 日

所属長職氏名

印

(注意)

- 1 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。
- 2 この証明書は、社会教育主事講習等規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付すること。
- 3 職名の欄には発令されたとおりの職名を記入すること。

(様式3)

履 歴 書

平成 年 月 日現在

ふりがな		男 ・ 女	写真
氏 名	印		
生年月日	年 月 日 (満 歳)	(本籍) 都 ・ 道 ・ 府 ・ 県	
現 住 所	(〒 -) 電話 () -		
連 絡 先	現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入 (〒 -) 電話 () -		
年 月 日	最 終 学 歴		
年 月 日	職 歴		
年 月 日	免 許 ・ 資 格 等		

国立大学法人 徳 島 大 学

(備考) 本用紙に記入できない場合は、用紙を追加し、裏面に貼り付けること。

(様式4)

受 講 承 認 書

平成 年 月 日

国立大学法人徳島大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

下記の者が、平成22年度国立大学法人徳島大学社会教育主事講習を受講することについて承認
します。

記

勤 務 先	職 名	氏 名

(様式5)

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

国立大学法人徳島大学長 殿

氏 名

印

1	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
2	住 所	(〒 -)	
3	認定を希望する 科目及び単位数		
4	申請事由及び 適用条件		
5	備 考		

(様式6)

社会教育主事講習相当科目単位修得証明書

大学・学部・学科等

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、社会教育主事講習相当科目の単位を下記のとおり修得していることを証明します。

記

省 令 科 目		大 学 開 設 科 目	
科 目	単 位 数	該 当 科 目	単 位 数
生涯学習概論	4		
社会教育計画	4		
社会教育演習	4		
社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	12		
社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)			
社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)			

平成 年 月 日

証明者職・氏名

印

(様式7)

社会教育主事講習分割受講証明書

氏 名

生年月日

上記の者は、社会教育主事講習の単位を次のとおり修得していることを証明します。

(科 目 名)

(単位数)

(修 得 年 度)

平成 年 月 日

実施機関

印